

会 議 録

1 会議名

令和3年度第11回名立区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

1 協議事項（公開）

（1）令和4年度地域活動支援事業審査方針について

（2）自主的審議事項「ろばた館の存続に向けて」

3 開催日時

令和4年2月22日（火）午後6時30分から午後7時20分まで

4 開催場所

名立区総合事務所 第2会議室

5 傍聴人の数

0名

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：小林晴子、大門廣文、竹内隆、二宮香里、畑芳雄、原田秀樹、三浦元二
- ・ 事 務 局：今井所長、山田次長（総務・地域振興グループ長兼務）、沢田市民生活・福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、石崎地域振興班長

8 発言の内容

【石崎班長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【原田会長】

- ・ 挨拶
- ・ 今井所長に挨拶を求める。

【今井所長】

- ・ 挨拶

【原田会長】

- ・事務局に資料の確認と会議録の確認者の発表を求める。

【石崎班長】

- ・会議録の確認者：小林委員、大門委員
- ・配布した資料の確認

【原田会長】

- ・協議事項（１）令和４年度地域活動支援事業審査方針について、事務局に説明を求める。

【石崎班長】

- ・令和４年度の地域活動支援事業の審査について、当協議会においては地域協議会の皆さまから行っていただくこととなった。
- ・今後、令和４年度の予算が議会で審査され、成立することが前提となるが、改めて当区における地域活動支援事業の準備を進めていくこととなる。
- ・本日は審査方針について協議いただく予定だが、その前に一点、情報共有としてご報告させていただく。
- ・提案事業の審査、採択に当たる際の公平性・公正性に関する事項について、平成２２年度の地域活動支援事業の開始以降、公開の会議の中で、また、議事録も残る中で、地域協議会自らの取組として、また、市からの働きかけにも応じていただき、各委員の皆さまから公平・公正な姿勢で審査・採択に臨んでいただいていたと市として承知している。また、当区においては、提案事業の団体の役員は審査に加わらないという工夫も行っていただいている。
- ・しかしながら、市民の中からは、団体の長が審査に加わっている区があることをとらえて、公平・公正な審査であるか疑問とする声があり、現在、市議会の所管事務調査の中でも同様のご指摘をいただいている。
- ・市としては、現行の地域協議会が地方自治法に基づき、運営では行政からの独立性が高い機関であること、また、委員の選考方法では公募公選制を採用していることを踏まえ、令和４年度においても、現在、提案団体の長である委員が審査に加わることを市として一律に制限する考えはないが、これらのご指摘があったという状況を、参考までに全ての地域協議会の皆さまにお知らせさせていただいているところである。

- ・今の報告でご質問等あればお伺いして、なければ、審査方針の説明を移りたいと思う。

【原田会長】

- ・名立区では以前から事業提案団体の役員については、審査を外れていただいていた。他の地区では外れずに審査に臨んでいるところもあると聞いている。その点については、名立区はきちんと整理して、審査してきた。今の市からの説明に関して、皆さんの方でご意見、ご質問等あるか。

【三浦委員】

- ・本日の会議資料ではないが、市から送付のあった令和4年度地域活動支援事業の概要（案）の5ページに「地域協議会による審査に当たっては、公平・公正な審査となるよう十分留意いただきたい。」という文言があり、そこにアンダーラインが引いてある。私はこの文章にアンダーラインを引くという意味が分からない。2ページの一番上にも「公平・公正な審査となるよう十分留意する。」と記載されている。2か所に渡り、公平・公正な審査をなさいと記載があり、さらに5ページのところにはアンダーラインが引いてある。何を言いたいのかが分からない。それが今の事務局の説明になるのか。
- ・会長からは「名立区においては従来、公平・公正な審査をしてきた」というお話をいただいたが、先ほどの事例をどういう形で、どういう風に捉えて、こういう文言になってくるのか。前回の会長会議の中でも、税金の無駄遣いもあるとの発言もあった。どのような検証でそのような話が出てくるのか。注意事項を出すに当たっては、それなりのしっかりと検証したものを踏まえた上で、お示しをいただくなり、説明をいただかないと、名立に限らず、我々地域協議会はそれこそ公平・公正な審査をしていないという風に思われてしまう。
- ・これまでの4,000件の提案、そしてその後ろの何万人という人たちが地域の活性化に関わって頑張ってきた。最終的に後1年しかないという状況の中で、そういう人たちの努力や取組を、こういう言葉で示されるのは非常に残念であると思った。
- ・アンダーラインの説明が、今の説明なのかだけでも教えていただきたい。

【石崎班長】

- ・今ほどの協調されている部分が今回の話とどうつながるかについて、当協議会では審査から外れているため情報共有という形だったが、審査の中に事業提案団体の長

等が入っている協議会に関しては、来年度の審査方針の協議にあたり、市民の中からは、事業提案団体の長が審査に加わっていることを捉えて、公平・公正な審査であるか疑問とする声があるという点をお伝えした上で、審査方針をご検討いただいているところである。

【今井所長】

- ・三浦委員のおっしゃる通りだが、ある区では公正ではないのではないかという意見があったということをお伝えする形になった。すっきりしないとは思いますが、そういう状況である。

【原田会長】

- ・委員さんの中でそれを非常に強く指摘していらっしゃる方がいるというお話は伺ったことがある。そういう部分で不透明に見られているということについては、非常に残念である。
- ・三浦委員、このことについてはよろしいか。

【三浦委員】

- ・よい。

【原田会長】

- ・審査方針についての説明について、事務局に説明を求める。

【石崎班長】

- ・資料No.1 について説明

【原田会長】

- ・昨年とほとんど変わらないが、令和4年度は追加募集をしないということが全区統一の扱いとなっている。皆さんの方でご意見、ご質問等あるか。

【三浦委員】

- ・今回が最終年度であり、経過措置であるから、事業の追加募集を行わないという話だった。地域活動支援事業を廃止するということが、本当にいいのかという思いがあり、納得できていない。根本は地域活動支援事業を廃止しないでほしいということ強く思っている。廃止するにしても、それとこの追加募集を行わないことがどう絡み合うのか、私にはさっぱり分からない。
- ・この前もお話したように、令和4年度の事業を行うということと、令和5年度以降の自主的審議事項で、地域独自の予算を考えるというのは別問題である。

- ・令和4年度地域活動支援事業の概要（案）の1ページの運用方針のところに、「それまでの経過措置として本事業を行う。」とあるが、地域活動支援事業の意味合いが全く変わってきている。高らかにうたわれた、地域自治区制度を取り組んでいくために身近な地域自治を推進していこうという話が、令和4年度は単なる経過措置という形になっている。別にそんなことを言わなくても、地域活動支援事業は地域活動支援事業で最後までしっかりやればいいのではないかというのが私の考え方。その下で「令和4年度の本事業は、事業の終了により、地域の活動団体が活動方法の工夫や財源の工面といった点で対応する期間を設けることを主な目的として実施するもの」としているが、対応するために地域活動支援事業を行うわけではない。地域活動支援事業というのはもともと何のためにみんなが、自主的、主体的にやってきたのか。ここでもこれまでの取組が検証も評価もされていない。そんな中で追加募集は予算があってもやらないという何とも言いようがない制度設計となっている。
- ・追加募集をしないのが審査方針に関する市の方針になると思うため、名立区だけ外してくれとは言えないが、私は、方針は方針だったとしても、これを「はい、承知した」ということはしてはいけないと思う。きちんと申すべきことは申した形で、次に繋げていってもらえるような形にしていかないといけない。何らかの形でそのようなことができればいいという気持ちで、少しお話させていただいた。

【原田会長】

- ・三浦委員に意見を述べてもらったが、意見を述べただけで今はよいか。

【三浦委員】

- ・よい。

【今井所長】

- ・私の方からきちんと担当の方へこういう意見があったということを伝えて、来年度以降の検討も含めてきちんとやっていただくようにする。

【三浦委員】

- ・1月にいろんな地域協議会を回って、この件についていろんな話が出たと思う。それを市がどうやって受け止めて、我々に返してくれるのか。それを何も返しもしないで、個別の具体的な話に入っていくという進め方はどうなのか。それはおかしいということはやっぱり言わないといけないと思う。

【原田会長】

- ・私たちは地域協議会というルールの中で務めさせていただいている。その存在自体についてのお話で、非常に難しい面もあるが、自分自身の立場から言えば、三浦委員がおっしゃる通り、非常に大きな問題である。この点については、市長のこれからどうやっていこうかという意向がまだ決定していない、それに伴う制度設計もまだ進んでいない、非常に難しい部分があるとは思いますが、令和4年度についてはきちんとサポートしてほしいと、何らかの形で申し入れ、お願いという形でできればいいと私自身考えている。それについて皆さんの方でご意見、ご質問等はあるか。
- ・具体的な審査については、私たち地域協議会で昨年と同じようにさせていただく。この後、議会を通ったとしての話ではあるが、たぶん追加募集はないであろう。
- ・淡々と臨む中で、私たちとしてまた意見を申し上げるということで進んでいくような形になると思う。

【三浦委員】

- ・募集の案内を出すときに、追加募集がないということは出しておいた方がよい。
- ・名立区の場合、2次募集、3次募集とあったことがほとんどであったため、タイミング的に見て間に合わないから2次募集にするというところもあった。そういう人たちがせつかくの機会を使えなくなってしまうようにぜひご配慮いただきたい。

【今井所長】

- ・承知した。

【原田会長】

- ・この件について、他にあるか。

【二宮委員】

- ・プレゼンテーションだが、今年度の審査の中で、事前の質問に対しての答えをプレゼンテーションの中で行えず、説明後の質疑応答の5分間の中でお答えいただき、質疑応答の時間があまりとれなくなってしまった例があった。提案者はプレゼンテーションして話したいこともあるため、プレゼンテーションの時間は自分たちで維持したいということも分かるが、そうすると事前に質問しておく意味があまりない。それに対してどうしたらよいかと思っている。

【原田会長】

- ・確かに5分という時間は短いし、一生懸命説明される方にとっては事前に提出された質問に答える時間よりも、ご自身たちが伝えたいことに時間をかけたいというの

も分かる。

- ・私としては、交通整理する私の裁量の部分で、何とかお願いできればと思っている。
たとえば、プレゼンテーションが5分ちょうどで終わらない場合もあるが、あえてそこを切る必要がなければそのまま進めてもらうし、逆にむやみに長い説明になればストップをかけたいと思う。
- ・来年度の応募の方には、事前の質問に関してはなるべくプレゼンテーションの中でご返事いただくような形でお話いただければと思う。
- ・他にあるか。

【各委員】

- ・意見等なし

【原田会長】

- ・では、地域協議会において、地域活動支援事業の審査をさせていただく。今お話しがあつた部分を付け加えた上で、皆さんに来年度呼びかけるということで進んでいきたい。
- ・協議事項（2）自主的審議事項「ろばた館の存続に向けて」に入る。事前に皆さんに資料を配付させてもらった。資料No.2について、事務局に説明を求める。

【今井所長】

- ・資料No.2について説明

【原田会長】

- ・一応このように取りまとめさせていただいた。皆さん目を通していただいた上で、ご意見、ご質問等あるか。
- ・自由記載欄についてはいただいた意見すべてを記載している。

【二宮委員】

- ・アンケートの集計結果の最初の質問「お住まいの地区は」というところだが、地域協議会だよりでは地区別の回答率を載せた。一番関心がありそうな上名立が、これだけ見ると13.4%しか回答がないと思われてしまうのではないかと思い追加した。こちらの資料にも載せる必要があるのではないかと思うが、いかがか。

【原田会長】

- ・事務局、これに地区別の回答率を載せることは可能か。

【石崎班長】

- ・表に一行追加して記載することは可能である。

【原田会長】

- ・そういう形かどうか。

【二宮委員】

- ・承知した。

【三浦委員】

- ・自由記載の意見はすべて掲載する予定か。

【原田会長】

- ・そこについては非常に議論があった。

【三浦委員】

- ・全部載せるなら全部載せるということでも構わない。ただ、最初から最後まで10ページあり、あまり恣意的になっては困るが、例えば「存続」「見直し」「廃止」「利活用」など大きな項目を立てて、整理していただいた方がいい。事務局は大変だが、やっていただいた方がよいと思う。

【原田会長】

- ・実を言うと、その選択をしようかという話もあった。非常に恣意的な部分が出てきてしまいそうなのもあって、あえてここには全部載せた。方向性分けをして、選択して載せさせてもらうので了解いただければ、そのようにさせていただく。

【各委員】

- ・異議なし

【原田会長】

- ・では事務局と話し合って、そういう方向でやらせていただく。そちらでよろしいか。

【今井所長】

- ・正直、我々が項目出しをして分けることはできると思う。ただこの内容を取捨選択するとなると、会長がおっしゃった通り恣意的になってしまう。できれば我々としては全部載せるほうがよいかとも思っている。

【原田会長】

- ・このボリュームを考えると、やはりある程度振り分けした方がよい気がする。皆さんの方で異論がなければ、私の責任において項目ごとの中で選択させていただくのでよいか。事務局サイドでは非常に厳しい面があるだろうし、私が公平な立場で意

見を分類して、選択させていただくという形にしたいと思うがよろしいか。

【各委員】

- ・異議なし

【原田会長】

- ・事務局、そういう形をとらせてもらう。

【今井所長】

- ・承知した。

【原田会長】

- ・他にご意見、ご質問等あるか。

【畑委員】

- ・細かいことだが、アンケート集計結果の3ページ目の問2で、「何回程度うみてらす名立のゆららを利用しますか(食事のみも含む)」とあるが、うみてらす名立は少し形態が違って、この食事というのは入らないのではないか。ろばた館は食事のみの利用は可能だが、うみてらす名立に関しては食事のみというのではないのではないだろうか。

【原田会長】

- ・実を言うと、私と私の仲間で、ゆららで食事だけをして帰ってくるということがあつた。そこで集まって話をするという部分で利用させていただいている。そういった利用も踏まえた設問であつたため、このまま記載させていただきたい。

【畑委員】

- ・承知した。

【原田会長】

- ・他にご意見、ご質問等よろしいか。

【各委員】

- ・意見、質問等なし

【原田会長】

- ・これについては一番最後につける自由記載の意見の選択も含めて、またきちんとした形で皆さんにお示し、了解をいただくという形で進めさせていただき、提出させていただく。次回の地域協議会までに最終案を確定して、皆さんのもとへお配りする。その上で、ご了解いただく。事務局、それでよろしいか。

【石崎班長】

- ・承知した。

【原田会長】

- ・自主的審議事項「ろばた館の存続に向けて」はこれでよろしいか。

【各委員】

- ・異議なし

【原田会長】

- ・その他の事項で何かあるか。

【三浦委員】

- ・意見書としてはこれで集約できたという形になるが、今から今後のことをどうするかというのは、これからの動きをみないと何とも言えないが、遅きに失することがないようにしなければならない。
- ・意見書の最後の文面にあるように、「当協議会を中心に区内で継続的に協議する場を設けていく」という点は、日を置かず、地域協議会では意見書を出す、地域としても地域としての動きというものを連動した形で訴えていく必要があると思う。
- ・名立まちづくり協議会という形で、私も任についている。我々も4月に名立まちづくり協議会の総会を迎えることになるし、それまでに役員会、運営委員会という形になるため、地域協議会で意見書の取りまとめができたということをお知らせする予定だ。前回のまちづくり協議会でも運営委員の皆さんに、地域協議会の取組と、我々も地域としてはこういうことをやっていくべき時期に来ているというお話はしてある。我々は我々でどういう具体的なことができるかということを考えていきたいと思う。
- ・できれば地域協議会と連携した、地域協議会に限らず、もっと広い立場の皆さんから集まっていただけのような、一つのプラットフォーム的なものを作った形で取り組んでいくということについて、何らかの形でお話しをさせていただければと思っている。

【原田会長】

- ・地域の中でろばた館を利活用するような話を進めていかななくてはならないし、地域協議会も中に入らなくてはならないと考えている。それはこの意見書を取りまとめた責任でもある。今いただいたご意見を大事にして、次回の地域協議会の中でもお

話できるかどうか分からないが、意見書がきちんとした形で出た中で、地域協議会として対応していきたいと思っているため、皆様のご協力をよろしくお願いしたい。

- ・他に何かあればお伺いしたい。

【三浦委員】

- ・川端と新井町をつなぐ橋に、除雪した雪がそのまま放置してあった。

【今井所長】

- ・橋の上か。

【三浦委員】

- ・そうだ、橋の山側だ。道が狭まっていて、横に逃げられない。今までそんなことはなかったと思う。

【原田会長】

- ・車線が狭まり、一時大きい車が来るとすれ違いもできないぐらいだった。

【今井所長】

- ・きちんと確認して対応したいと思う。

【原田会長】

- ・皆さん、そのほかはよろしいか。

【各委員】

- ・意見等なし

【原田会長】

- ・事務局からその他事項あればお願いしたい。

【山田次長】

- ・事務局から2点報告がある。
- ・1点目は、前回の地域協議会で、除雪関係の要望として、ゴミステーションスロープ内の除雪、二宮委員所有の畑への除雪車の落下、岩屋堂県道カーブの竹林の通行障害、小田島地内ロータリ除雪の圧雪不備があったが、現在、所管課等と連携しながら対応を進めている。
- ・2点目は2月8日に開催された名立観光協会理事会について、事務局の西山さんから、会議結果について連絡があったため、この場を借りて報告させていただく。
- ・名立観光協会理事会では、2月8日の理事会において、2月25日の総会日をもつ

て、正式に解散することを決議した。解散に至った理由については、昨年の11月29日の理事会の席上、畑観光協会長から報告があり、1つは、社会的要因として、会員の高齢化による会員数の減少と、ここ数年はコロナ禍等によりほとんどのイベントが実施できていない状況にあったこと。2つ目は、人的要因として、現在、事務委託を行っている商工会の組織集約化の動きと、正規職員が減少し観光協会の事務局を継続して担っていくことが困難になることが挙げられた。これを受け、総合事務所では、2月1日に関係者協議を開催し、解散日の変更や、これまで開催してきた大鍋まつり等のイベントや観光情報発信等の方向性について、市・観光協会・まちづくり協議会と協議を行った。

- ・8日の理事会では、1日の関係者協議内容もあわせて報告したが、最終的に観光協会三役協議のとおり25日の総会日をもって解散することが理事会で了承された。
- ・なお、「大鍋まつり」は、名称や内容の一部変更の可能性はあるが、今後もうみえらす名立で開催していきたいとの報告があり、イベント運営には商工会も協力し、観光情報の発信も、商工会の観光振興事業で継続していく予定である。
- ・総合事務所としても、観光交流推進課と連携し、名立区における観光の考え方の整理や観光情報の発信、イベント開催等について、関係者の皆さんと連携・情報共有し、必要に応じて連絡会議等も開催しながら進めていく。

【原田会長】

- ・私は商工会長もさせていただいているため、その点から申し上げるならば、大変残念な形ではあるが、事務局の不在が多くなって、集約化せざるを得ない状態である。令和7年度の合併に向けてという形で進んでいる。正直なところ、人員が少なくなるのが見えている中で、観光協会の事務局は難しい部分がある。ただ、お話があったように、新たな観光というものに向けて、皆さんで話し合うことは可能であるし、そういうプラットフォームも商工会が担っていくことが必要と思っている。そういう面で商工会として協力していけたらと考えている。
- ・他によろしいか。

【各委員】

- ・意見等なし

【原田会長】

- ・令和3年度第12回地域協議会の開催予定について、事務局に説明を求める。

【石崎班長】

- ・第12回地域協議会の日時：令和4年3月14日（月）午後6時半から

【原田会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-537-2121（内線 223）

E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。